

契約書（案）

[illegible]

別添仕様書に定める内容の業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

甲は、委託業務に関する経費（以下「委託料」という。）として、乙の実施する健康診断終了後、乙の請求により別紙１に基づいて算定された委託料を乙に支払う。

(契約の目的)

第1条 乙は、別添仕様書に基づき、検査業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。また、乙は別添仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(履行期間及び場所)

第2条 この契約の履行期間及び場所は、次のとおりとする。

契約期間 (契約締結日) ～令和8年3月31日

履行場所 別添仕様書の記載のとおり

(契約保証金)

第3条 この契約の保証金は、免除する。

(費用負担)

第4条 この契約書に別に定めるものを除き、乙がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、乙の負担とする。

(業務の完了報告書の提出及び検査)

第5条 乙は別紙2「業務完了報告書」および検査結果を別添仕様書のとおり甲の指定する検査職員に報告し、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項により報告を受けた日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 乙は、検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

4 検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(期限の有償延期)

第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(期限の無償延期)

- 第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により履行期限内に業務を完了できないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して期限の延期を許すことができる。

(遅滞料)

- 第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約単価に受診予定者数を乗じて得た額（以下「契約金額」という。）（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- (1) 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、履行期限内に業務を完了しないとき。
 - (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - (3) 完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (4) 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - (5) 第27条の規定に違反したとき。
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
 - (3) 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。
 - (4) 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。
 - (5) 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）単価に受診予定者数を乗じて得た額（以下「請負（契約）金額」という。）（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する金に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき。
- 2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額（契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額）の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限り。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

3 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(契約金額の支払)

第14条 乙は、第5条に規定する検査を受け、これに合格した場合は支払請求書を作成し、甲へ提出するものとする。

2 官署支出官島根労働局長（以下「官署支出官」という。）は、乙より適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその対価を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第15条 官署支出官は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、政府契約の遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき支払い遅延利息を乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第16条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

- 3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第18条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

(表明確約)

第19条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第20条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第21条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項及び第24条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第17条、第18条、第20条第2項及び第24条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第22条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第23条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第24条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第25条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約単価に受診予定者数を乗じて得た額（以下「契約金額」という。）（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(個人情報)

第26条 本契約において個人情報とは、乙が本件業務の履行にあたり知り得た甲の職員等の氏名、生年月日、住所等個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものをいうものとする。

(秘密の保持)

第27条 乙は、委託業務にかかる個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、または解除された後も同様とする。

2 乙は、契約業務に従事する者を必要な範囲に限定し、その者の在職中のみならず、退職後においても契約業務にかかる個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第28条 乙は、契約業務を処理するために、個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

ただし、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインおよび医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスにより事業者、保険者、または市町村が行う健康診断等を受託し、その結果である労働者等の個人データを委託元である当該事業者、保険者または市町村に提供する場合は、本人の同意が得られているものとする。

(保有の制限)

第29条 乙は、契約業務にかかる個人情報を保有するときは、契約業務の目的を明確にするとともに、契約業務の目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正な管理)

第30条 乙は、契約業務にかかる個人情報の漏えい、滅失、損失及び改ざんの防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用と提供の制限)

第31条 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、契約業務にかかる個人情報を当該業務処理以外の目的に自ら利用し、または第三者に提供してはならない。

ただし、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインおよび医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンスにより、第三者に該当しない例外は以下のとおりとする。

- 一 検査業務を委託する場合
- 二 外部監督機関への情報提供
- 三 個人データを特定の者との間で共同して利用するとして、あらかじめ本人に通知等している場合

(複写及び複製の禁止)

第32条 乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、契約業務にかかる個人情報を複写し、または複製してはならない。

(事故発生時の対応)

第33条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、またはそのおそれがあることを知ったときは、直ちに甲にその旨を通知のうえ、甲の指示に従い、乙の費用負担において適切な措置をとるものとし、甲に対して一切の迷惑・損害を与えないよう努めなければならないものとする。

(個人情報の返還または廃棄等)

第34条 乙は、この契約が終了し、または解除されたときは、契約業務にかかる個人情報を、遅滞なく、甲に返還し、または承諾を得た上で確実な方法により廃棄若しくは消

去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときあるいは、他の法律にかかる場合はその限りではない。

(再委託)

第35条 乙は、委託業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- 2 乙は、再委託する場合には、様式第1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第36条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が前条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式第2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

第37条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した別紙3の履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、別紙3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式第3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。

- (1) 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
- (2) 事業参加者の住所の変更のみの場合。
- (3) 契約金額の変更のみの場合。

- 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第38条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第39条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第15条、第19条、第21条、第25条、第27条、第38条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 島根県松江市向島町 1 3 4 番 1 0
 支出負担行為担当官
 島根労働局総務部長 松井 豪 印

(乙) (住所)
 (商号または名称)
 (代表者氏名) 印

委託料（単価）

検 査 項 目	料 金 (単 価)
診察、身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査、肥満度の検査、血圧測定、尿検査	円
胸部エックス線検査	円
心電図検査	円
血糖検査、LDL コレステロール検査、HDL コレステロール検査、中性脂肪検査、貧血検査及び肝機能検査	円
肺がん検診（読影のみ）	円
便潜血反応検査	円
胃の検査	円
喀痰細胞診検査	円
風しん抗体検査	円
情報機器作業従事職員に係る各種検査	円
40 歳以上の特定健康診査検診項目の結果に係る標準的電磁式データXML形式加工料（当局が指定する者）	円

ただし、消費税及び地方消費税を除く。

令和 年 月 日

検査職員

島根労働局

総務部総務課 ○○ ○○ 殿

受託者名 印

業務完了報告書

契約件名 令和 7 年度 一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、一般定期健康診断及び特殊健康診断にかかる単価契約書第 5 条第 1 項の規定に基づき報告します。

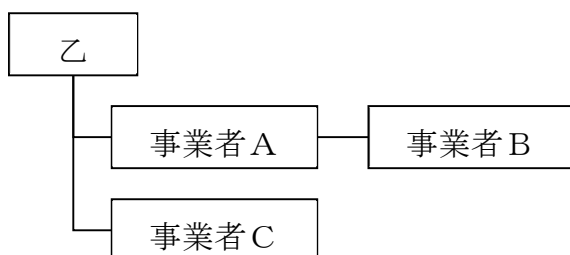
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



年 月 日

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名 印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

年 月 日

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名 印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

年 月 日

支出負担行為担当官

島根労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第 3 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図